

事 務 連 絡
令和5年11月29日

関係団体 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

マイナンバーカードの出張申請受付の希望調査について

平素よりマイナンバーカードの取得促進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

政府においては、マイナンバーカードの申請に当たり、市区町村職員による出張申請受付（市区町村職員が施設等に出向き、申請書の記入補助や顔写真撮影等の申請サポートのほか、本人確認を行ってカードの申請を受け付けること）を推進しております。出張申請受付は、市区町村職員が施設等に出向き本人確認を行うことに加え、郵送でマイナンバーカードを受け取ることができる等、申請者の負担が少ない申請方法です（具体的な手続きの流れ等は、別添1－1「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」の9頁以降をご覧ください。別添1－1及び1－2は、厚生労働省ホームページ¹にも掲載しています。）。

この仕組みを積極的にご活用いただけるよう、出張申請受付を希望される施設等を厚生労働省においてとりまとめ、総務省を経由して市区町村に対して情報提供を行うこととなりました。

回答フォームにご登録いただいた施設等に対しては、具体的な出張申請受付の実施方法等について、市区町村より別途ご案内する予定です。

希望される施設等におかれましては、12月15日（金）までに回答フォームに必要事項をご記入いただきますようお願いいたします。

なお、本調査は、個人宅への出張申請受付を希望する場合にもご登録いただけますが、施設・支援団体等の皆様から個々の利用者等に対して網羅的な照会をお願いするものではありません。

出張申請受付に関してご質問等ございましたら、市区町村のマイナンバーカードの出張申請受付等に関する市区町村の窓口（別添2）にご連絡ください。

本調査に未登録であっても、各市区町村において出張申請受付は可能ですので、直接、所在

¹ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

する市区町村に出張申請受付についてご相談いただいても差し支えありません。また、上記期限を超過した後も、当分の間、回答フォームにて出張申請受付のご希望を受け付けております。ご登録いただいた情報は、定期的（月1回程度を予定）に総務省を経由して市区町村に対して情報提供を行う予定です。

なお、12月上旬を目処に、暗証番号の設定や管理に不安がある方が、安心してカードを取得し、利用できるよう、顔認証マイナンバーカード（暗証番号の設定が不要なマイナンバーカード）の導入も予定しております（詳細は別添1-1の7頁を御参照ください）。

詳細は追ってお知らせいたしますが、顔認証マイナンバーカードと合わせて、出張申請受付の活用をご検討いただけますと幸いです。

貴会におかれましては、上記内容について御了知いただくとともに、会員各位に対し御周知いただきますようお願いいたします。